

# 青森県報

第四千五百四十九号

平成三十一年  
一月九日  
(水曜日)

## 目次

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
  - 右 同……………(同) ……一
  - 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
  - 特定行為業務の登録……………(同) ……二
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
  - 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
  - 公共測量の終了……………(監理課) ……三
  - 道路の供用の開始……………(道路課) ……三
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……三
  - 凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

平内町	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	居宅介護事業者		指定年月日
	名称	主たる事務所在地		名称	所在地	
小湊六三	東津軽郡平内町大字小湊六三	通所リハビリテーション	平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊六三	平成三十一年一月九日	

### 青森県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

平内町	介護予防事業者		介護予防事業の種類	介護予防事業者		指定年月日
	名称	主たる事務所在地		名称	所在地	
小湊六三	東津軽郡平内町大字小湊六三	通所リハビリテーション	平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊六三	平成三十一年一月九日	

### 青森県告示第四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇八	〇二五〇〇九	〇二五〇〇八	〇二五〇〇九
平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日
田會 社会福祉人八甲	田會 社会福祉人八甲	田會 社会福祉人八甲	田會 社会福祉人八甲
三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二
ム八甲 特別養護老人ホーム	ム八甲 特別養護老人ホーム	ム八甲 特別養護老人ホーム	ム八甲 特別養護老人ホーム
三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二	三七二 七〇二 七〇二
〃	〃	〃	〃
生介 短期 生活 介護 所 入 防	生介 短期 生活 介護 所 入 防	福介 福祉 施設 老人	福介 福祉 施設 老人

青森県告示第五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇一	〇二五〇〇一	〇二五〇〇一	〇二五〇〇一
平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日	平成三十一年一月九日
弘愛会 医療法人	弘愛会 医療法人	弘愛会 医療法人	弘愛会 医療法人
四丁目一の三	四丁目一の三	四丁目一の三	四丁目一の三
い藤崎 テーリアス	い藤崎 テーリアス	い藤崎 テーリアス	い藤崎 テーリアス
の館字一 藤崎大字	の館字一 藤崎大字	の館字一 藤崎大字	の館字一 藤崎大字
三・一・一	三・一・一	三・一・一	三・一・一
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇一	〇二五〇〇一	〇二五〇〇一
弘愛会 医療法人	弘愛会 医療法人	弘愛会 医療法人
四丁目一の三	四丁目一の三	四丁目一の三
い藤崎 テーリアス	い藤崎 テーリアス	い藤崎 テーリアス
の館字一 藤崎大字	の館字一 藤崎大字	の館字一 藤崎大字
〃	〃	〃
介重 訪問 介護	居宅 介護	訪問 介護 予防

青森県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

サカエ薬局なんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三五の二	平成三十一年一月九日
----------	--------------------	------------

青森県告示第七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

萩井 讓士	氏 名	勤務する病院等	診療科目	年指定
	名 称			
黎一般財団法人 明郷弘前脳 卒中・リハビ リテーシヨ ンセンター	弘前市大字扇町 一丁目二の 一	内科・循環器内科・ リハビリテーシヨ ン科(心臓機能障害)	平成 三・一・一	

青森県告示第八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成三十年四月二十日から同年十二月十七日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年二月八日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市大字瀬戸子字磯田二五四の二から 青森市大字瀬戸子字神田三の三まで	平成三・一・二〇

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

- 2 株式会社丸大サクラ牛薬局  
青森市三内字玉作二の七二  
代表取締役 櫻井清
- 3 株式会社セリア  
岐阜県大垣市外渕二丁目三八  
代表取締役 河合映治  
平成三十一年八月二十日
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、六三七・五八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
  - 一五二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐車場の位置及び収容台数
  - 一三八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積
  - 一一九・一四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - 五二・〇六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 株式会社伊徳  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
    - (二) 株式会社丸大サクラ牛薬局  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
    - (三) 株式会社セリア  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 4 二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 八 届出年月日  
平成三十年十二月十九日
  - 九 届出書及び添付書類の縦覧
    - 1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
    - 2 期間  
平成三十一年一月九日から同年五月九日まで
    - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
  - 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
    - 1 提出期限  
平成三十一年五月九日
    - 2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課
    - 3 記載事項
      - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
      - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
      - (三) 意見及びその理由
    - 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- 凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札
- 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。
- 平成三十一年一月九日

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成三十一年十月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十一年一月三十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成三十一年二月二十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 一連の調達契約のうちの最初の調達契約に係る入札の公告 平成三十年六月八日

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Anti-Freezing Agent Spraying Vehicle

(Loading Capacity 2.5 Cubic Meters-Class)

(exchange purchase)

2 Time limit for tender:

20 February, 2019

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division  
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭